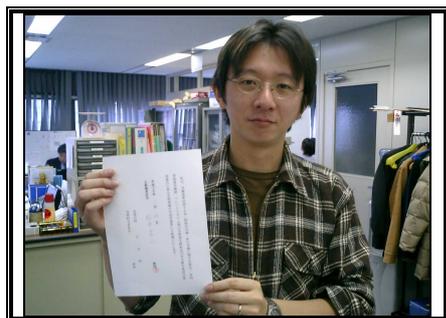


# KBC映像組合新聞

E-mail: kbceizo uni@r2.dion.ne.jp

田中委員長が立候補している  
過半数代表制度選挙の  
投票期間は明日までです。  
組合員は必ず投票を行って下さい。

組合からは田中委員長が立候補しています。



組合からは田中委員長が立候補しています。  
応援よろしく申し上げます。

## 【プロフィール】

KBC映像 制作部所属 KBC制作部派遣  
担当番組：アサデスKBC

執行部の考える36協定の納得行かない部分。

今週の新聞では、36協定について連日お伝えしていますが、今号では会社案に対して執行部が納得できない部分をいくつかピックアップして説明したいと思います。

## 時間外労働および休日労働に関する協定(案)について

この協定案の第2条では、

- 第2条(休日の種類) 1. 法休日 (例:日曜) 4週4回勤務予定表に指定する。  
2. 法定外休日(例:隔週土曜) 4週2回勤務予定表に指定する。

とありますが、これは法定休日を4週4回・法定外休日を4週2回指定するとなっていて、これは変形休日制です。あえて極端な例を挙げれば、月の1日から22日までが連続して勤務表の出勤日で、22日から28日までが勤務表の休日にする事が出来るということです。この変形休日制にする理由として会社は以前の団交で「(特番などで)連続した勤務がどうしてもないときに、例えば13日勤務が続くことがあったとして、14日目を休日に指定して『連続した勤務ですみませんでした。明日はきちんと休んでください』と行ってきちんと休んでもらう」という主旨の発言をしています。また、「休ませることについては部長にもきちんと部下を休ませるように徹底する。」という主旨の説明もしています。派遣の方にはぴんと来ないかもしれませんが、10日以上連続して勤務が続く状態は6階フロアでは現在でも実際にあります。現状と変わらない状態で変形休日制に変更したとして、何が変わるのでしょうか。会社が休日出勤の割増賃金を払わなくて済むだけです。(裏面へつづく)

会社は「命と健康を守るため」といっていますが、人員や仕事の体制が変わらない状況でこの変形休日制を導入することが「命と健康を守る」ことにどう結びつくのか、説明を求めたいところです。

また、現在6階フロアでは、代休残数が多い人に対して、休める日には代休を取るように部長から各個人に伝えられています。代休残数が多い人はそれだけ休んでいないわけであり、業務に支障が無い限り休みを取得させるのは当然です。この点については執行部も異存はありません。

結局何を言いたいのかというと、「連続勤務が発生し、なおかつ休めない」「代休がたまる」という状況は根本的に人員が足りないからです。

会社に取り組むべき事は目先の休日割増賃金を削減することではなく、出来る限り休日出勤が発生しなくなるような人員や職場環境を作っていくことではないでしょうか。

やはり組合は「人間らしい生活を送るには週1日は休むという、基本原則を崩すべきではない。」と考えます。具体的には「法定休日と法定外休日の取り扱いを1週1回とする。」もし変形休日制のままで行くなれば「7日以上連続して勤務日を指定する事はできない。」という付則を加えるべきだと考えます。

次に特別の事情がある場合を想定した、第4条の特別条項のなかに「1ヶ月について更に55時間まで延長することができる」とあります。これは1ヶ月の上限45時間に加えて更に55時間ですので、1ヶ月の間に最大100時間の時間外労働を認めることとなります。現在会社は過去1ヶ月の時間外が80時間を越えた人に対して、産業医の問診を受けさせています。このようなシステムを運用しているのに、月に100時間の時間外を認めるのは論外です。特別条項が必要だとしても、時間外の上限は産業医の問診を受けなくても良い時間で設定すべきです。実際にこのように設定したととしても、上限を超える人ができるかも知れません。このような場合は、安全衛生委員会で対策を話し合えばいいのではないのでしょうか。

### フレックスタイム制の協定(案)について

第2条の内容について492号で「フレックス勤務制度では1週間で40時間を超した場合しか時間外が発生しないような条件が組み込まれていたり」とお伝えしていました。これは例えば、月曜～木曜の勤務時間は5時間しかなく、金曜日に20時間勤務した場合に、時間外が発生しないのではないかと(深夜割増賃金は当然別)という疑問が執行部にあったため、弁護士の方に相談に行った際にこの件について質問しました。すると「この書き方であれば、そのような運用は可能です。」との回答をいただいたので、492号の記事となったものです。

この点は新聞発行日に会社から連絡があり「そのような運用をするつもりはまったくない。この文章は変更します。」と伝えられました。この点については会社の改定案を待ちたいと思います。(次号へ続く)

**15日(金)まで朝ピラを行います。組合員は参加をお願いします。**

今週は朝ピラを行っています。組合員は参加をお願いします。



### 【過半数代表者選挙スケジュール】KBC映像 選挙管理事務局発表

2月12日(火)～15(金)

2月18日(月)

過半数代表者制度選挙 投票期間(15日 即日開票)

過半数代表者制度選挙 開票結果発表